

入札公告

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に基づき公告する。

令和4年3月2日

伊賀市長 岡本 栄

1 一般競争入札に付する事項		
(1) (契約番号)	(2021001995)	
(1) 工事名	令和3年度農業水路等長寿命化・防災減災事業 木根地区農業施設改修工事	
(2) 工事場所	伊賀市 木根 地内	
(3) 工事概要	小型水門改修工 N=1式	
(4) 工事期間	契約の日から 令和4年3月29日まで	
(5) 工事担当課	産業振興部 農村整備課	
2 参加資格に関する事項		
(1) 建設業の許可等	建設業の許可:特定又は一般、住所要件:市内・準市内・県内	
(2) 業種及びランク	業種:機械器具設置、ランク:なし ※県内業者は総合評定値(P)700点以上	
(3) 完成工事高又は工事施工実績	求めない。	
(4) 技術者の配置	現場代理人	適正配置できる者 ※請負金額が5,000,000円以上の場合には常駐配置となります。
	主任技術者又は監理技術者	発注業種に係る、国家資格者(一級、二級)又は実務経験者 ※建設業法に基づき、請負金額により専任配置となる場合があります。
(5) その他	① 公告日現在、上記の業種で伊賀市入札参加資格者名簿に登録されている者 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による上記業種についての許可を有する者 ③ 経営事項審査の審査基準日が、令和2年8月31日以降である者 ※県内・県外業者は最新の経営規模等評価結果通知書を提出すること ④ 伊賀市一般競争入札実施要綱第4条の規定に該当する者 ⑤ (4)技術者の配置 の項目に関する資格審査は、落札候補者決定後に行う	
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項		
(1) 添付書類	なし	
(2) 提出期間	本公告の日から 令和4年3月8日(火)午後4時30分まで	
(3) 提出場所	持参又は郵送(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)により提出 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184番地 伊賀市総務部契約監理課 宛	
(4) 設計図書等の閲覧	本公告の日から 入札日の前日まで、伊賀市ホームページに掲載する。	
(5) 質問受付期間	本公告の日から 令和4年3月8日(火)午後4時30分まで	
(6) 質問の回答	令和4年3月10日(木)から契約監理課で閲覧及び伊賀市ホームページに掲載する。	
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項		
(1) 参加資格の可否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、資格無しのみFAX及び郵送により通知する。 当該通知は、3月10日(木)までに行う。	
(2) 入札(開札)日時	令和4年3月24日(木) 午前10時40分	
(3) 入札(開札)場所	伊賀市役所4階 会議室401	
(4) 入札方法	郵便による入札(一般書留郵便・簡易書留郵便・特定記録郵便のいずれかの方法による)	
(5) 提出期限	令和4年3月23日(水) 必着	
(6) 提出先	〒518-8799 日本郵便株式会社三重上野郵便局留 伊賀市総務部契約監理課 行	
(7) 予定価格(税込み)	4,222,900円	
(8) 最低制限価格	あり(予定価格の10分の7以上の額で設定)	
(9) 入札保証金	免除	
(10) 契約保証金	伊賀市会計規則第99条の規定による。	
(11) 入札の無効	伊賀市会計規則第81条の規定に該当する入札は無効とする。	
(12) 入札の中止	伊賀市一般競争入札実施要綱第12条第3項の規定による。	
5 支払い条件		
(1) 前払金	あり(契約金額の4/10以内の額)	
(2) 部分払または中間前払金	なし	
6 その他		
(1) 納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの)の提示がないと、当該入札には参加できない。		
(2) 当該入札に際し、工事費内訳書(入札金額の算出の根拠となる見積書)の提出を求めます。なお、提出のない者の入札は無効とする。 提出する内訳書は、工事費内訳書(入札時提出用)とする。		
特記事項	本公告に定める以外の事項は、伊賀市一般競争入札実施要綱及び伊賀市郵便入札執行要綱の規定によるものとする。 入札参加資格確認申請書を郵送により提出する場合は、納税証明書等(未納税額のない:入札日から起算して6か月以内のもの。写し可。)を同封すること。 落札候補者の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日(伊賀市の休日を定める条例(平成16年伊賀市条例第2号)に規定する休日を除く)の午後4時30分までに、配置予定技術者届及び最新の経営規模等評価結果通知書(写)を提出すること。 工期については、令和4年3月議会により繰越明許費の議決が得られた場合は、契約の日から延長するものとする。(令和5年2月13日まで)	